

## 政策コメンテーター・フォーラムの実施について

平成29年3月2日  
内閣府政策統括官  
(経済財政分析担当)

### 1. 趣旨

経済財政政策に係る重要課題について、各界の有識者の知見を幅広く収集するネットワークを構築するための事業として、「政策コメンテーター・フォーラム」(以下「フォーラム」という。)を実施する。

### 2. 代表

フォーラムに代表を置き、経済財政諮問会議有識者議員の中から委嘱するものとする。

代表は、フォーラムにおける検討課題を設定するとともに、フォーラムによって収集された知見を整理・発信する役割を担う。

### 3. 参加者

フォーラムの参加者(以下「政策コメンテーター」という。)は、政策統括官(経済財政分析担当)が委嘱する有識者とする。

政策コメンテーターの委嘱に関し必要な事項は、別に定める。

### 4. 運営

#### (1) 政策コメンテーターによる意見提出

代表が指定した検討課題について、事務局が政策コメンテーターに電子メールで意見照会を行う。

政策コメンテーターは、指定された課題について、電子メールで意見を事務局に提出する。

#### (2) 懇話会の開催

必要に応じ懇話会を開催し、代表の議事進行の下、代表が指定するテーマに関する専門的知見を有する政策コメンテーターによる意見交換を行う。

懇話会には、必要に応じ、当該テーマに関する有識者の出席を求めることができる。

### (3) その他

政策コメンテーターから提出された意見並びに懇話会の配布資料及び議事概要は、原則として公表する。ただし、代表が特に必要と認めるときは、これらの全部又は一部を公表しないものとする事ができる。なお、懇話会は原則として非公開とする。

政策コメンテーターから提出された意見の概要は、必要に応じ経済財政諮問会議に配布する。

その他、フォーラムの運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 5. 事務局

フォーラムに関する事務は、政策統括官（経済財政運営担当）及び政策統括官（経済社会システム担当）の協力を得て実施する。